

公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る 豊川市事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「法」という。）第2章に係る事務を円滑かつ適切に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用地取得計画)

第2条 地方公共団体等（法第2条第2号に規定する地方公共団体等をいい、豊川市にあつては豊川市の関係部局をいう。）が、法に基づく土地の買取りを希望するときは、年度当初に用地取得計画を作成し、市長等（豊川市長（以下「市長」という。）をいい、地方公共団体等が豊川市にあつては、豊川市総務部財産管理課長をいう。）に提出するものとする。

2 前項の用地取得計画は、法第9条第1項各号に規定する事業又はこれらの事業に係る代替地の用に供するため法第6条第1項の手続による買取りを希望する土地の面積、区域（区域が不確定な場合は、所在地域）、用途、当該事業の施行者（施行者が未定の場合は施行予定者）、施行年度及びその他参考となるべき事項を記載したものとする。

3 第1項の用地取得計画において、買取りを希望する土地の区域を明らかにした縮尺2,500分の1程度の図面を添付するものとする。

4 地方公共団体等が第1項の用地取得計画を変更するときは、遅滞なく市長等に提出するものとする。

(届出書等)

第3条 この要領において「届出書等」とは、公有地の拡大の推進に関する法律施行規則（昭和47年建設省・自治省令第1号。以下「規則」という。）第1条第2項に規定する土地有償譲渡届出書及び規則第5条第1項に規定する土地買取希望届出書をいう。

(届出書等に添付すべき書類)

第4条 届出書等には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

1 法第4条第1項の届出又は法第5条第1項の届出（以下「届出等」という。）に係る土地の位置及びその付近を明らかにした縮尺2,500分の1程度の図面

2 届出等に係る土地の位置及び形状を明らかにした縮尺500分の1程度の図面又は公図の写し

3 土地の面積が実測による場合は、その実測の方法を示した図面

4 全部事項証明書の内容の原本または写し

5 現状が分かる写真

(届出書等の受理)

第5条 市長は、届出書等の提出があつたときは、当該届出書等の内容を確認し、適正と認め

たときにこれを受理するものとする。ただし、その内容が国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下「国土法」という。）第27条の4第1項又は第27条の7第1項の規定による届出であるときは、国土法の手続によって行うものとする。

- 2 前項により届出書等を受理したときは、当該届出書等に受理印を押し、文書処理台帳（様式第1）に記入するものとし、届出等をした者から受理書（様式第2）の請求があったときには、速やかに交付するものとする。

（買取り希望の照会）

第6条 前条の届出書等を受理したとき、市長等は、地方公共団体等に直ちにその内容を照会（様式第3）するものとする。

- 2 前項の照会は、用地取得計画に照らし届出等に係る土地の買取りを希望しないことが明らかであると認められる地方公共団体等には、照会することを要しないものとする。
- 3 第1項の規定による照会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わないことができる。
 - （1）譲渡後も、その土地の上に存する建物等を利用し、継続して業務を行うことを前提とした譲渡である場合
 - （2）譲渡担保及び代物弁済の予約である場合
 - （3）現物出資である場合
 - （4）親会社及び子会社相互間の譲渡である場合
 - （5）前各号に掲げるもののほか、地方公共団体等が届出等に係る土地の買取りを希望しないことが明らかであると認められる場合

（買取り希望の有無についての回答）

第7条 地方公共団体等は、前条の照会を受けたときは、速やかに当該届出等に係る土地の買取り希望の有無を書面にて市長等に回答するものとする。

（買取り協議を行う地方公共団体等の決定等）

第8条 前条の照会に基づき地方公共団体等から土地買取り希望の回答があったときは、市長は、当該土地の用地取得計画等を勘案し、法第6条第1項で定める買取りの協議を行なう地方公共団体等（以下「協議団体」という。）を決定し、その旨を届出等をした者及び協議団体に当該届出等があった日から起算して3週間以内に通知（様式第4の1及び2）するものとする。

- 2 地方公共団体等が届出等に係る土地の買取りを希望しないことが明らかになったときは、市長は、直ちにその旨を当該届出等をした者に通知（様式第5の1又は様式第5の2）するものとする。ただし、法第4条第1項第6号に規定する届出に係る通知については、当該届出があった日から起算して1週間以内に行うよう努めるものとする。

（届出書等の保管）

第9条 市長は、届出書等を法第8条に規定する期間の経過した日の翌日から起算して1年を

経過する日まで保管するものとする。

(買取り協議)

第10条 第8条第1項の通知を受けた協議団体は、速やかに当該届出等をした者と当該土地の買取りについて協議するものとする。

(買取り協議結果の報告)

第11条 前条の協議が成立したとき、又は成立しないことが明らかになったとき、地方公共団体等は、7日以内に市長等にその旨を報告(様式第6)するものとする。

(先買いに係る土地の管理)

第12条 協議団体が法第6条第1項の手続きにより届出等に係る土地を買い取ったとき、地方公共団体等は、用地台帳(様式第7)を作成し、法の目的に従って当該土地を適切に管理するものとする。

(事務処理状況の報告)

第13条 市長は、各年度の事務処理状況を翌年度の4月末日までに愛知県都市基盤部長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。